

# 選挙葉書ご利用のしおり

県	議	会	議	員
市	町	村	長	
市	町	村	議	会
			議	員

日本郵便株式会社 東北支社

平成26年4月

# は し が き

このしおりは、県議会議員、市町村長及び市町村議会議員の各選挙に際して使用することができる「選挙運動のために使用する通常葉書（このしおりでは全て「選挙葉書」といいます。）」の正しいご利用方法について、「公職選挙法」及び「公職選挙郵便規則」等の法令に基づき、お願いを含めてご案内申し上げます。

選挙葉書の取扱いをご担当される皆さまには、事前にこのしおりをご熟読いただき、ご不明な点がございましたら、弊社郵便局の選挙葉書取扱責任者へご相談くださいますようお願い申し上げます。

日本郵便株式会社 東北支社

## 第1 選挙葉書の概要について

選挙葉書は、立候補の届け出以降、投票日の前日までの間、弊社の郵便局（以下、「郵便局」といいます。）において交付します。

なお、候補者の方において作成する私製の選挙葉書については、同様の期間中、郵便局において選挙用の表示を行います。

### 1 使用できる選挙葉書の枚数

候補者1人について、使用できる「選挙葉書」の枚数は、選挙の区分別に次のとおり定められていますのでご注意ください。

選挙の区分	使用できる選挙葉書の枚数
県議会議員	8,000枚
仙台市長	35,000枚
仙台市以外の市長	8,000枚
仙台市議会議員	4,000枚
仙台市以外の市議会議員	2,000枚
町長及び村長	2,500枚
町村議会議員	800枚

### 2 選挙葉書の交付、表示を行う郵便局及び取扱時間

#### (1) 選挙葉書の交付及び選挙用の表示を行う郵便局

選挙の区分	取扱郵便局
県議会議員 市長 市議会議員	当社が指定する郵便局(別紙1のとおり)
町長 町村議会議員	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地の郵便の配達事務を受け持つ郵便局(別紙2のとおり)

#### (2) 上記郵便局の取扱時間

別紙3のとおり

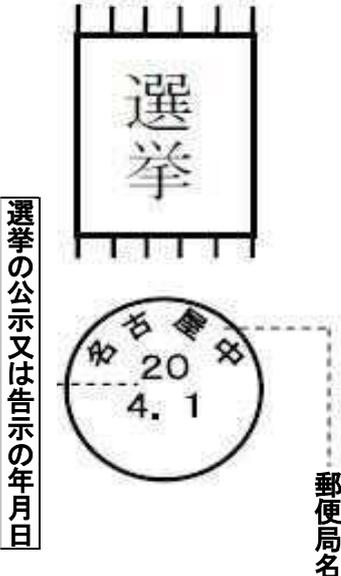
### 3 選挙用の表示

葉書の表面左側上部への選挙用の表示は、前記2の郵便局において行います。  
(候補者の側において事前に印刷等による選挙用の表示は行わないでください。)

なお、選挙用の表示は、さびききょう色(注)で表示します。

注：さびききょう色とは、一般の消印にも使用しているものです。

#### 【選挙用の表示例】

自動押印機による場合	つち型日付印による場合
 <p>選挙の公示又は告示の年月日</p> <p>郵便局名</p>	 <p>都道府県名(省略する場合があります。)</p> <p>選挙の公示又は告示の年月日</p> <p>郵便局名</p> <p>※ つち型日付印による表示は、町村長又は町村議会議員の選挙に限り行う場合があります。</p>

## 第2 選挙葉書の交付・表示、返還、再交付等について

### 1 選挙葉書の交付

選挙葉書の交付を受ける場合は、選挙長が発行する「候補者用通常葉書使用証明書」【様式1】（以下、「証明書」といいます。）の「選挙用の表示をする郵便局名」欄に記載されている郵便局（前記第1の2の郵便局。以下、「交付郵便局」といいます。）に証明書を提示して、選挙葉書の交付を受けてください。

なお、選挙葉書の交付をお受けになる際は、「受領証」（様式適宜）を提出していただきますので、あらかじめご用意ください。

#### 【作成例】

受 領 証		平成 ※年 ※月 ※日
日本郵便株式会社 〇〇 郵便局長 殿		〇〇〇選挙候補者 〇 〇 〇 〇 印
下記の通常葉書を受領しました。		
記		
候補者用通常葉書	〇〇〇 枚	
ただし、平成 ※年 ※月 ※日告示による〇〇〇選挙に使用するもの。		

### 2 お手持ちの通常葉書及び私製葉書への選挙用の表示

前記1による選挙葉書の全部又は一部の交付を受けない場合は、その交付を受けない数に限り、お手持ちの通常葉書及び私製葉書（以下、「葉書」といいます。）に選挙用の表示を受けて差し出すことができます。

お手持ちの葉書に証明書を添えて交付郵便局に提示いただき、選挙用の表示を受けてください。

なお、選挙葉書の費用は県又は市町村が負担するため、選挙用の表示を行ったお手持ちの通常葉書の料額印面は無効となり、料金返還はできませんのでご注意ください。

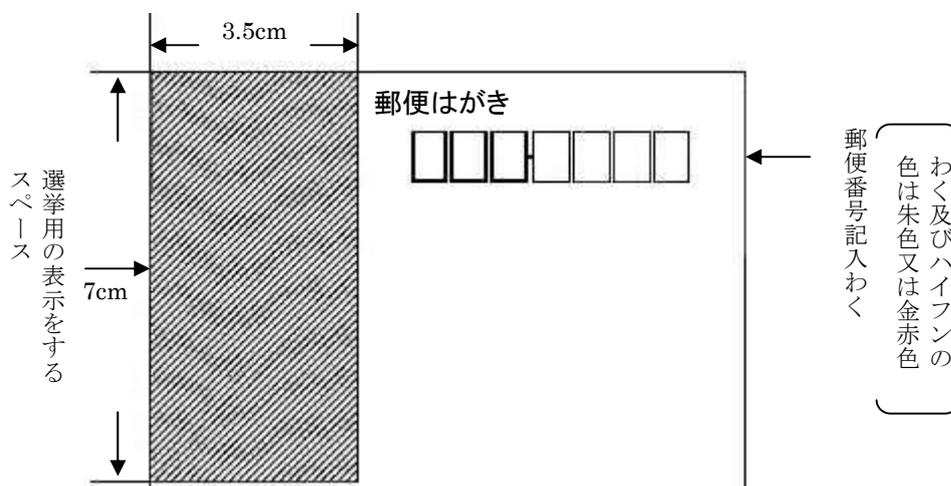
注：1 郵便局において選挙用の表示を行う際に、葉書を汚損する場合がありますので、予備枚数を含め、若干多めにお持ちください。

2 予めあて先及び差出人名等を記載しており、選挙用の表示を受けた葉書をそのまま差し出す場合には、後記第4による手続を併せて行っていただきます。

3 私製葉書を使用する場合には、郵便切手の貼付、料金別納・後納の表示、料金計器別納の表示等は絶対に行わないでください。

### <選挙用の表示を行う位置>

お手持ちの私製葉書を使用される場合は、葉書表面に選挙用の表示をしますの  
で、必ず下図の網掛けスペースを確保してください。



### 3 書損等葉書に対する選挙用の表示

選挙用の表示を行った葉書について、印刷の誤り、書き損じ、き損又は汚損したもの（以下、「書損葉書」といいます。）については、その枚数に限り、別にお手持ちの葉書に選挙用の表示を受けることができます。

この場合、書損葉書に証明書と表示を受けるお手持ちの葉書を添えて、さきに表示を受けた郵便局にその旨申し出てください。

注：1 提出された書損葉書は、選挙運動期間中、郵便局において保管し選挙終了後お返しします。

2 書損葉書は、弊社発行の新しい通常葉書と交換することはできませんので、ご了承ください。

### 4 選挙葉書の返還

立候補を辞退されたとき、又は立候補を却下されたときに、既に選挙葉書の交付を受けている場合には、直ちにその葉書全部を交付郵便局に返還してください。

また、その葉書の一部について選挙運動のために既に差し出している場合には、選挙運動に使用したことを証する明細書（差出票の写し等、様式適宜）を添えて、残りの全てを返還してください。

### 5 選挙葉書の再交付

立候補を辞退した後に、再立候補した場合には、選挙葉書の交付、又は手持ち葉書に対する選挙用の表示を受けることができます。

この場合には、前記4により返還した選挙葉書は、交付郵便局に証明書を提示の上、再交付を受けることができます。



## 第3 選挙葉書の規格等について

選挙葉書についても、郵便法・内国郵便約款上の第二種郵便物（郵便葉書）の規定が適用されます。

定められた規格、様式、記載事項等に違反している場合は、「規定違反郵便物」として差出人にお返しすることとなりますので、私製葉書を使用される場合には、下記の点にご注意ください。

### 1 私製葉書の規格等

(1) 大きさ

長辺が14.0 cm以上15.4 cm以下、短辺が9.0 cm以上10.7 cm以下の長方形の紙であること。

(2) 紙質・厚さ

弊社発行の通常葉書と同等以上であること。

(3) 重量

2 g以上6 g以下であること。

(4) 表面の色彩

白色又は淡い色であること。

※淡い色以外の色付き葉書は、使用できません。

(5) 「郵便はがき」の表示

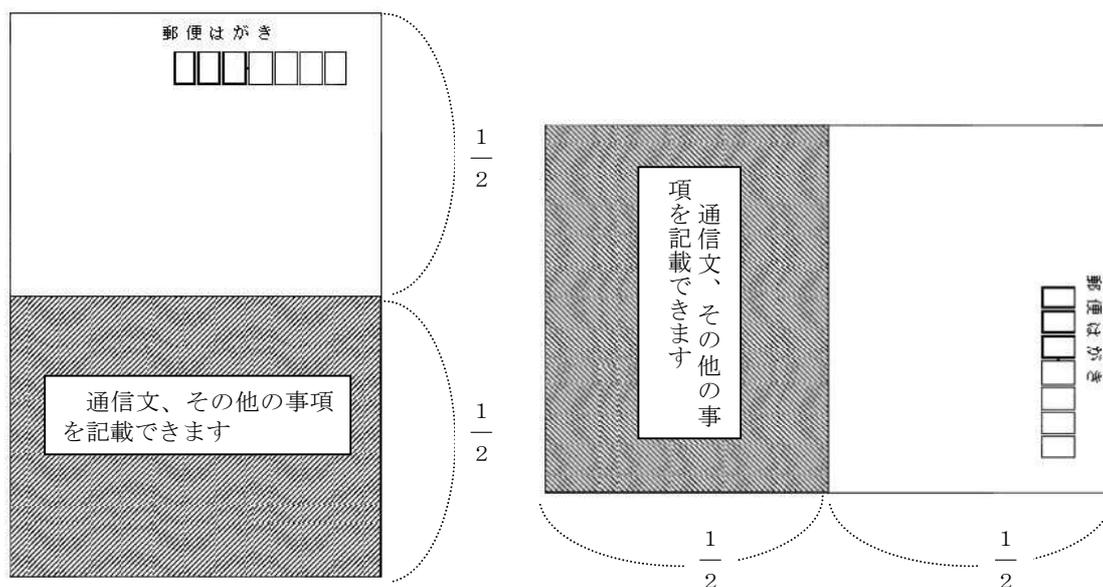
葉書表面の上部又は左側部（横に長く使用する葉書については右側部）の中央に「郵便はがき」又は「POST CARD」の文字をめいりょうに表示したものであること。

### 2 表面に記載できる範囲

葉書の表面（あて名を記載する面）は、その下部2分の1（横に長く使用する葉書については左側部2分の1）以内の部分について「通信文、その他の事項」を記載することができます。

なお、「受取人の氏名及び住所並びに郵便番号を明確に判別できる場合」は、この2分の1を超えて記載することもできます。

<通信文その他の事項を記載できる範囲>



※ 葉書には、前記のほかに記載する事項等について制限がありますので、不明な点等がございましたら、最寄りの郵便局にお問い合わせください。

### 3 私製葉書の郵便番号記入枠の刷色

お手持ちの私製葉書を使用される場合は、郵便番号枠及びハイフンは朱色又は、金赤色で印刷していただきますようお願いいたします。

## 第4 選挙葉書の差出し方について

### 1 選挙葉書の差出郵便局

選挙葉書は、選挙長が発行する「選挙運動用通常葉書差出票」【様式2】（以下、「差出票」といいます。）を添えて、郵便局に差し出してください。

注： 選挙葉書は、絶対にポストへは投かんしないでください。

ポストへ投かんされた選挙葉書は、規定違反郵便物として差出人にお返しくることがとなりますのでご注意ください。

### 2 差出票の使用方法

差出票の使用に当たっては、次の点に十分ご注意ください。

なお、町村長及び町村議会議員選挙については、下記(1)から(3)の「※印」のついた数値を適用します。

- (1) 差出票は、選挙葉書200枚(※100枚)について1枚の割合で選挙長から交付されます。

例： 市議会議員選挙で、使用できる選挙葉書の枚数が2,000枚の場合は、10枚の差出票が交付されます。

- (2) 1枚の差出票で差し出すことができる選挙葉書は200通(※100通)までです。

200通(※100通)を超えて差し出す場合、又は差出通数の累計が200通(※100通)を超える場合には、超える分の200通(※100通)又は200通(※100通)未満の端数ごとに、別の差出票を使用することとなります。

- (3) 同時に400通(※200通)以上を差し出す場合には、200(※100)の整数倍となる通数については、その通数相当の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の記入欄に全通数を記入、次の欄にとじ合わせた差出票の枚数を記入の上、傍らに差出人の印を押し、2枚目以降の差出票の記入欄には朱色の斜線を引いて差し出すことができます。

なお、この場合、200通(※100通)未満の端数分については、別の差出票を使用することとなります。

- (4) 1回の差出通数が僅少で、1枚の差出票の全欄を使用してもなお差出制限通数の200通(※100通)に達しない場合は、設欄を分割し、又は余白（裏面の使用も可）に設欄の上、使用することができます。

ただし、別の紙を貼り付けて使用することはできません。

なお、候補者がその旨選挙長に申し出て、差出票の補充交付を受けることができます。

- (5) 1枚の選挙葉書を2名以上の候補者で共同使用した場合は、それぞれの候補者において当該通数を差し出したこととなりますので、係るそれぞれの候補者の差出票が必要となります。

【例：A候補・B候補の2名を記載した選挙葉書を200通差し出す場合】

写 真	B 候補 の	写 真	A 候補 の
--------	--------------	--------	--------------

A・B候補の  
推せん文など

A 候補 の 差 出 票			
月 日	通 数	合 計	備 考
〇 〇	2 0 0	2 0 0	

B 候補 の 差 出 票			
月 日	通 数	合 計	備 考
〇 〇	2 0 0	2 0 0	

- (6) 差出通数及び差出合計通数を訂正したときには、差出人又は候補者本人の訂正印を押して下さい。
- (7) 選挙葉書の差出合計通数が200通(※100通)に達した場合の差出票は郵便局に保管しますが、これに満たない場合は、差出票は差出人にお返しします。

注：差出票を亡失した場合は、再交付を受けられませんので、取扱い等には十分ご注意ください。

### 3 選挙葉書の早期差し出し

選挙葉書は、選挙運動期間内に配達となるよう、余裕を持って早めの差し出しをお願いします。

選挙期日に切迫して差し出された場合には、選挙運動期間内に配達できないこともあり、選挙葉書としての効果がなくなるほか、公職選挙法違反に問われることもありますので、必ず投票日前日までの配達に間に合うよう差し出してください。

注：当該郵便局の配達区域以外へあてる選挙葉書については、その配達事業所までの送達所要日数も見込んで差し出すようお願いします。

### 4 一度に100通以上差し出す場合の差出方法

一度に100通以上を差し出す場合には、100通単位又はその端数ごとに束ねていただくとともに、できる限り郵便番号ごとに区分して差し出していただきますよう、ご協力をお願いします。

## 5 特殊取扱の禁止

選挙葉書については、速達、書留等の特殊取扱はできません。

## 6 選挙葉書の再差出し

配達不能等で差出人に返還された選挙葉書は、あて名を書き換えた上で当該葉書を再び差し出すことができます。

この場合、葉書表面の見やすいところに「再差出し」と朱記していただき、差出票を添えて差し出してください。

なお、再差出しを行う選挙葉書についても、新たに差し出された選挙葉書として処理することになりますので、既に差し出された選挙葉書の枚数と再差出しの枚数の合計が、定められた枚数の範囲内になることを確認の上、差し出してください。

## 7 選挙葉書の引受をお断りする場合

投票日前日までに配達することができないことが明らかな場合には、引き受けをお断りすることがありますのでご了承ください。

## 8 選挙葉書の使用期間

選挙葉書は、当該選挙の選挙運動期間内に限り使用することができるもので、この期間を経過して差し出した場合は差出人にお返しします。

## 9 内国郵便約款第79条適用地(交通困難地)あての選挙葉書

内国郵便約款第79条適用地にあてた選挙葉書は、当該選挙の選挙運動期間内に受取人に交付(配達)されない場合がありますから、注意してください。

【様式2】選挙運動用通常葉書差出票  
(表 面)

選挙運動用通常葉書差出票			
差 出 票 番 号		第 号	
発行者氏名		選挙選挙長 印	
候補者氏名		選挙 ( 区) 候補者	
この差出票による差出制限枚数			通
差出月日	差出枚数	差出合計数	備 考

**注** 備考欄は、郵便物の配達を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用する欄ですから記入しないでください。

(裏 面)

**1 使用上の心得**

(1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が500通以内となるまで、同一のものを差し出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が500通を超えることとなるときは、その超える分につき500通以内ごとに別様の差出票を使用すること。

(2) 差出通数欄には1回の差し出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。

(3) 同時に1,000通以上を差し出すときは、500通の整数倍となる通数につき、500通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に500通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。

**2 郵便物差出上の注意**

(1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて郵便物の配達を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所に差し出すこと。

(2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。

**備 考**

都道府県の議会の議員、市長（特別区の区長を含む。）及び市の議会（特別区の議会を含む。）の議員の候補者の差出票については、この様式中「500通」とあるのは「200通」と、「1,000通」とあるのは「400通」とし、町村長及び町村の議会の議員の候補者の差出票については、この様式中「500通」とあるのは「100通」と、「1,000通」とあるのは「200通」とする。

## 第5 弊社からのお願い・お知らせ

### 1 選挙事務所を設置した場合の連絡

選挙事務所を設置、移転する場合は、速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、選挙葉書の差し出しに関してのご相談等についても、お気軽にお申し付けください。

### 2 選挙葉書の交付・表示を速やかに受けていただくために

(1) 選挙葉書の交付又はお手持ちの葉書へ選挙用の表示を受ける場合は、郵便局の準備もありますので、事前にご連絡ください。

なお、選挙用の表示を行うため必要な時間、お待ちいただくこともありますのでご了承ください。

(2) 交付又は選挙用の表示をお受けになる場合は、使用する枚数の全部を、できる限り一度でご請求いただきますようお願いいたします。

(3) 証明書に不備な箇所がある（例えば、選挙長の印のないもの、候補者氏名が記載されていないものなど）場合は、交付・表示はできませんのでご注意ください。

### 3 選挙葉書のあて名等の記載方法

選挙葉書にあて名等を記載する際は、次の点にご協力をお願いします。

(1) 受取人、差出人の住所・氏名は省略せず、正確な記入をお願いします。

(2) 受取人が同居者である場合は「方書き」を、アパート・マンション等にお住まいの方についてはその「棟名、室番号」まで記入するようお願いいたします。

(3) 新市制施行地、町村合併地域、新住居表示実施地域などに差し出される場合は、正しい住所をお調べの上記載してください。

※ 古い町名等そのまま差し出されますと、配達ができない場合や調査に時間を要し配達が遅くなる場合もありますので、あて名等の正確な記載にご協力お願いいたします。

(4) 郵便番号は住所の一部です。正しい郵便番号をはっきりと記入するようお願いいたします。

### 4 その他

過去に、郵便局との打合せが十分でなかったために規定違反の選挙葉書を作成し、差し出すことができなかったという事例も発生しています。

選挙葉書を私製する際には、必ず印刷する前に版下、印刷見本等を郵便局にお見せいただき、差出条件を満たしているか（規定に違反していないか）、必ずご確認いただきますようお願いいたします。

また、このしおりの内容は、選挙葉書の作成及び差出等の事務に携わる皆さま方にもお知らせください。

都道府県の議会の議員、市長（特別区を含む。）又は市の議会（特別区の議会を含む。）の議員の選挙の通常葉書の交付を行う郵便局

自治体名	郵便局名	備考
青森県	青森西、青森中央、弘前、八戸、五所川原、八戸西、むつ、三沢、十和田、野辺地	
青森市	青森西、青森中央	
弘前市	弘前	
八戸市	八戸、八戸西	
黒石市	弘前	
五所川原市	五所川原	
十和田市	十和田	
三沢市	三沢	
むつ市	むつ	
つがる市	五所川原、木造	
平川市	弘前	
岩手県	盛岡中央、盛岡北、一関、水沢、北上、花巻、宮古、二戸、大船渡、久慈、釜石、遠野、岩泉、陸前高田（郵便分室）、紫波	
盛岡市	盛岡中央、盛岡北	
滝沢市	盛岡北	
宮古市	宮古	
大船渡市	大船渡	
花巻市	花巻	
北上市	北上	
久慈市	久慈	
遠野市	遠野	
一関市	一関	
陸前高田市	陸前高田（郵便分室）	
釜石市	釜石	
二戸市	二戸	
八幡平市	盛岡北	
奥州市	水沢	
宮城県	新仙台、仙台中央、仙台東、石巻、古川、仙台北、若林、塩釜、泉、築館、気仙沼、岩沼、大河原、白石、名取、泉西、佐沼、角田	
仙台市	新仙台、仙台中央、仙台東、仙台北、若林、泉、泉西	
石巻市	石巻	
塩竈市	塩釜	
気仙沼市	気仙沼	
白石市	白石	
名取市	名取	
角田市	角田	
多賀城市	塩釜	
岩沼市	岩沼	
登米市	佐沼	
栗原市	築館	
東松島市	石巻、矢本	
大崎市	古川	

都道府県の議会の議員、市長（特別区を含む。）又は市の議会（特別区の議会を含む。）の議員の選挙の通常葉書の交付を行う郵便局

自治体名	郵便局名	備考
秋田県	秋田中央、大曲、能代、横手、本荘、湯沢、大館、土崎、花輪、鷹巣、角館	
秋田市	秋田中央、土崎	
能代市	能代	
横手市	横手	
大館市	大館	
男鹿市	秋田	
湯沢市	湯沢	
鹿角市	花輪	
由利本荘市	本荘	
潟上市	秋田	
大仙市	大曲	
北秋田市	鷹巣	
にかほ市	本荘	
仙北市	角館	
山形県	山形南、山形中央、酒田、鶴岡、米沢、寒河江、新庄、東根、天童、長井、上山	
山形市	山形南、山形中央	
米沢市	米沢	
鶴岡市	鶴岡	
酒田市	酒田	
新庄市	新庄	
寒河江市	寒河江	
上山市	上山	
村山市	東根	
長井市	長井	
天童市	天童	
東根市	東根	
尾花沢市	東根	
南陽市	山形南	
福島県	郡山、福島中央、いわき、会津若松、福島東、白河、須賀川、二本松、原町、小名浜、石川、三春、浪江、喜多方、相馬、郡山西、飯坂、田島、郡山南、植田	
福島市	福島中央、福島東、飯坂	
会津若松市	会津若松	
郡山市	郡山、郡山西、郡山南	
いわき市	いわき、小名浜、植田	
白河市	白河	
須賀川市	須賀川	
喜多方市	喜多方	
相馬市	相馬	
二本松市	二本松	
田村市	三春	
南相馬市	原町	
伊達市	福島東	
本宮市	郡山	

## 町村長又は町村の議会の議員の選挙の通常葉書の交付を行う郵便局

自治体名	郵便局名	備考
平内町	青森西	
今別町	青森西	
蓬田村	青森西	
外ヶ浜町	青森西	
鱒ヶ沢町	五所川原、鱒ヶ沢	
深浦町	五所川原、深浦	
西目屋村	弘前	
藤崎町	弘前	
大鱒町	弘前	
田舎館村	弘前	
板柳町	五所川原、板柳	
鶴田町	五所川原、鶴田	
中泊町	五所川原、中里	
野辺地町	野辺地	
七戸町	野辺地	
六戸町	三沢	
横浜町	野辺地	
東北町	野辺地	
六ヶ所村	野辺地	
おいらせ町	八戸	
大間町	むつ	
東通村	むつ	
風間浦村	むつ	
佐井村	むつ	
三戸町	八戸西	
五戸町	八戸西	
田子町	八戸西	
南部町	八戸西	
階上町	八戸	
新郷村	八戸西	
雫石町	盛岡北	
葛巻町	盛岡中央	
岩手町	盛岡中央	
紫波町	紫波	
矢巾町	盛岡中央	
西和賀町	北上、川尻	
金ヶ崎町	北上、金ヶ崎	
平泉町	一関	
住田町	大船渡	
大槌町	釜石	
山田町	宮古	
岩泉町	岩泉	
田野畑村	岩泉	
普代村	久慈	
軽米町	二戸	
野田村	久慈	
九戸村	二戸	
洋野町	久慈	
一戸町	二戸	

## 町村長又は町村の議会の議員の選挙の通常葉書の交付を行う郵便局

自治体名	郵便局名	備考
蔵王町	白石	
七ヶ宿町	白石	
大河原町	大河原	
村田町	大河原	
柴田町	大河原	
川崎町	大河原	
丸森町	角田	
亘理町	岩沼	
山元町	岩沼	
松島町	仙台東	
七ヶ浜町	塩釜	
利府町	仙台東	
大和町	新仙台	
大郷町	仙台東	
富谷町	新仙台	
大衡村	新仙台	
色麻町	古川	
加美町	古川	
涌谷町	古川	
美里町	古川	
女川町	石巻	
南三陸町	石巻、志津川	
小坂町	花輪	
上小阿仁村	鷹巣	
藤里町	能代	
三種町	能代	
八峰町	能代	
五城目町	秋田中央	
八郎潟町	秋田中央	
井川町	秋田中央	
大潟村	秋田中央	
美郷町	大曲	
羽後町	湯沢	
東成瀬村	横手	
山辺町	山形南	
中山町	山形南、長崎	
河北町	寒河江	
西川町	寒河江	
朝日町	寒河江	
大江町	寒河江	
大石田町	東根	
金山町	新庄	
最上町	新庄	
舟形町	新庄	
真室川町	新庄	
大蔵村	新庄	
鮭川村	新庄	
戸沢村	新庄	
高畠町	米沢、高畠	
川西町	米沢、小松	
小国町	長井	
白鷹町	長井	
飯豊町	長井	
三川町	鶴岡	
庄内町	酒田	
遊佐町	酒田	

## 町村長又は町村の議会の議員の選挙の通常葉書の交付を行う郵便局

自治体名	郵便局名	備考
桑折町	福島東	
国見町	福島東	
川俣町	福島中央	
大玉村	郡山	
鏡石町	須賀川	
天栄村	須賀川	
下郷町	田島	
檜枝岐村	田島	
只見町	会津若松	
南会津町	田島	
北塩原村	喜多方	
西会津町	会津若松	
磐梯町	郡山	
猪苗代町	郡山	
会津坂下町	会津若松	
湯川村	喜多方	
柳津町	会津若松	
三島町	会津若松	
金山町	会津若松	
昭和村	会津若松	
会津美里町	会津若松	
西郷村	白河	
泉崎村	白河	
中島村	白河	
矢吹町	白河	
棚倉町	石川	
矢祭町	石川	
塙町	石川	
鮫川村	石川	
石川町	石川	
玉川村	須賀川	
平田村	石川	
浅川町	石川	
古殿町	石川	
三春町	三春	
小野町	三春	
広野町	いわき	
檜葉町	いわき	
富岡町	浪江、郡山西	
川内村	浪江、川内	
大熊町	浪江、会津若松	
双葉町	浪江、郡山、植田	
浪江町	浪江、二本松	
葛尾村	浪江、三春	
新地町	相馬	
飯館村	福島中央	

## 選挙葉書の交付及び選挙用の表示を行う郵便局の取扱時間

県名	郵便局名	平日	土曜日	日曜日・休日
青森	青森中央	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～12:30
	八戸、弘前	9:00～19:00	9:00～15:00	原則としてお取り扱いしません
	青森西、五所川原、十和田、三沢、むつ	9:00～19:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません
	野辺地、八戸西	9:00～17:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません
岩手	盛岡中央	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～12:30
	大船渡、一関、釜石、北上、久慈、花巻、水沢、宮古、盛岡北	9:00～19:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません
	岩泉、紫波、遠野、二戸、陸前高田(郵便分室)	9:00～17:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません
宮城	仙台中央	9:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	石巻、泉、塩釜、仙台東	9:00～19:00	9:00～15:00	原則としてお取り扱いしません
	泉西、岩沼、大河原、角田、気仙沼、白石、新仙台、仙台北、古川、若林	9:00～19:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません
	佐沼、築館、名取	9:00～17:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません
秋田	秋田中央	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～12:30
	大館、大曲、土崎、能代、本荘、湯沢、横手、花輪	9:00～19:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません
	角館、鷹巣	9:00～17:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません
山形	山形中央	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～12:30
	酒田、鶴岡	9:00～19:00	9:00～15:00	原則としてお取り扱いしません
	寒河江、新庄、天童、山形南、米沢	9:00～19:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません
	上山、長井、東根	9:00～17:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません
福島	福島中央、郡山	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～12:30
	会津若松、いわき	9:00～19:00	9:00～15:00	原則としてお取り扱いしません
	植田、小名浜、喜多方、郡山西、郡山南、白河、須賀川、相馬、二本松、原町、福島東	9:00～19:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません
	飯坂、石川、田島、三春	9:00～17:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません